

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 谷口 稔暉 外117名

被 告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 合澤憲一郎 外92名

被 告 国

意見陳述書

2019年(令和元年)10月7日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 川島陽介

原告ら訴訟代理人の弁護士川島より、下記のとおり意見陳述をさせていただきます。

記

1. はじめに（本意見陳述の概要）

先ほど寺井弁護士より、全国における新安保法制違憲訴訟の現状をお話しいただき、その上で、本訴においても原告側より申請される証人及び原告本人の尋問が行われるべきことが述べられました。この意見陳述は、長崎における本訴において申請予定の各証人、及び、原告本人らについて、その各人の採用の必要性について述べさせていただきます。

2. 証人尋問について

まず、証人について述べます。本件訴訟において原告は、専門家証人として4名の証人申請を行う予定としています。この4名の方について、個別にその証人としての特性、及び、採用の必要性を述べさせていただきます。

(1) 朝長万左男（ともながまさお）氏

まず、朝長万左男氏について話をさせていただきます。朝長氏がこの裁判において証人として述べることは、証拠として提出済みの「(新安保法制違憲訴訟について) 意見書」に記載したことがベースとなります。

朝長氏は、自らが原爆被爆者であると同時に、著名な原爆症の医学研究者であり、かつ、核廃絶運動の先頭に立って活動をされている方です。その経験とこれまでの研究に基づいて行われる証言は、他にはない唯一無二のものであり、裁判官が直接その証言を聴取して、その判断の糧とすべき極めて重要な証拠といえます。

朝長氏の証言から、新安保法制により、①わが国が戦争に巻き込まれ、果てには原子力爆弾が使用される事態が生じ、そのことによって新たに苦しむ人たちが生まれる可能性のあること、②過去に原子力爆弾により深い苦しみを味あわされてきた長崎・広島の被爆者たちは安保法制に対し強い憤り、悲しみ等を抱いていること等を知ることができます。

朝長氏の法廷での証言は、ここ長崎における被爆者が新安保法制の制定により受けた被害の程度を知る上で、必要不可欠なものであるということができます。

(2) 宮崎礼壹（みやざきれいいち）氏

次に宮崎礼壹氏について話をさせていただきます。宮崎氏がこの裁判で証人として述べることは、証拠として提出した陳述書（甲B72号証）及びそれを前提に前橋地裁で証言した同氏の証人調書（甲B75号証）がベースとなります。

宮崎氏の証言や供述は同氏の経歴やその間の経験に裏付けられており、その考え方の評価や信用性が極めて高いことは、その履歴・職歴・業務歴を見れば明らかであり、裁判所が直接一見し一聴するに値する極めて高い証言価値を持つものです

宮崎氏は、前橋地裁で証言し、今後横浜地裁でも証言することが予定されており、また、原告はその証言供述を、証拠として提出していますが、同氏の供述する内容は、法廷で直接その証言を聴取することによってこそ、体感・体得できるものといえます。ここ長崎における裁判においても、宮崎氏の法廷における証言は欠かせないものといえます（横浜地裁は、同証人について前橋地裁で証人尋問しているにもかかわらず、その法廷での証人尋問を採用しています。）。

（3）前田哲男（まえだてつお）氏

三人目として、前田哲男氏について話をさせていただきます。前田氏がこの裁判において証人として述べることは、証拠として提出した陳述書（甲B74号証）がベースとなります。

前田氏は、長崎出身（元ＮＢＣ長崎放送記者）のフリーランスのジャーナリストです。前田氏の証言により、①新安保法制により自衛隊の任務・武器使用権限等が変更されたこと、②それに伴う新しい防衛計画・防衛大綱・防衛予算によって、わが国の専守防衛が放棄され、自衛隊と米軍等との間の軍・軍連携により従来の防衛政策から逸脱することとなること、③新安保法制の制定は日本国民を戦禍に誘導する極めて危険な選択であること等が論理的に明らかとなります。

新安保法制は、過去に戦禍を経験した被爆者などの戦争経験者のみならず、将来の日本国民を悲惨な戦禍に誘導する可能性が日に日に高めている悪しき法制ですが、このことを理論的に理解する上で、前田氏の法廷での証言は必要不可欠といえます。

(4) 飯島滋明（いいじましげあき）氏

4人目として飯島滋明氏について話をさせていただきます。飯島氏がこの裁判において証人として述べることは、証拠として提出した意見書（甲B40号証）がベースとなります。

飯島氏は、名古屋学院大学で教鞭をとる憲法学者（憲法学と平和学を専攻）です。飯島氏は、日本国憲法の平和主義の意義につき歴史的事実を踏まえそれを解説した上で、新安保法制法の法的構造を分析して憲法適合性を検討し、その結果として、「新安保法制法は一見きわめて明白に違憲であり、国民の利益ないし権利を侵害するものであること」、「政府がその正当性の根拠として用いてきた論理はいずれも破綻していること」、「立憲主義の危機に際して、司法府は人権擁護、憲法擁護の担い手としての役割を果たすべきであること」を明らかにしています。

新安保法制の違憲性を裁判所が判断する上で、専門とする憲法学者を法廷において尋問することは当然のことであり、飯島氏はその観点から極めて重要な証人であるといえます。

(5) 小括

以上の証人申請予定の4名はいずれも裁判所が判断を行うにあたり必要となる各点について、異なる観点から証言を行うものであり、4名すべてが採用されるべき証人であるといえます。

3. 原告本人尋問について

次に原告本人尋問について述べます。原告は、この裁判において、14名の原告について本人尋問の申請を行う予定としています。

時間の関係から、14名すべての方の特性を個別に述べるのは控えさせていただきますが、それぞれ自身の置かれている状況から、新安保法制の制定により、精神的に多大な被害を受けたことを尋問において述べる予定としています。

14名の内訳は、直接被爆者が3名、戦争体験者・引揚者が1名、元自衛官が1名、被爆2世が2名、ジャーナリストが1名、基地反対・平和運動家が1名、牧師が1名、大学教職員が1名、子を持つ親の立場から供述する者が1名、主婦が1名、元地方公務員が1名と多彩な陣容となっており、いずれの供述も、新安保法制の制定がどのような被害を与えたかを判断するにあたり、傾聴に値するものといえます。

4.まとめ

最後にまとめとして意見を述べさせていただきます。

(1) 長崎におけるこの裁判においても、証人尋問申請にかかる専門家証人4名は是非とも採用していただき、本法廷において直接その証言を聴いていただきたいと考えます。さきほど述べたとおり、いずれの証人についてもその証言内容・供述内容の重要性からすれば、この法廷において直接証言していただく必要があり、そのことが裁判所の判断の一助となるはずです。

(2) 原告本人尋問については、これまで被爆者として中心的に活動をしてこられた原告の谷口稜暉（たにぐちすみてる）氏や中島正徳（なかじまさのり）氏がご逝去されたことから、直接被爆者については3名に限り尋問の申請させていただくこととしました。また、この裁判は、被爆者のみならず、被爆二世、被爆体験者、そのほかの戦争体験者、一般の市民などの様々な特性の原告がいることから、それぞれの立場から供述してもらうよう、11名の原告についても合わせて本人尋問を求めてることとしています。

裁判所におかれましては、是非とも、これらすべてを採用いただきますようお願いいたします。

以上